

2021年3月8日

課外活動団体各位

学生生活支援部

### 【重要】緊急事態宣言の再延長に係る課外活動について

3月5日付で神奈川県を含む首都圏1都3県に発出中の緊急事態宣言について、3月21日まで延長することが決定されました。

緊急事態宣言の延長を受け、本学の課外活動については、現状の体制を継続し緊急事態宣言が解除される3月21日までの課外活動の自粛を強く要請いたします。

本学も引き続き感染防止対策に取り組んでいきますので、学生の皆様においても、感染防止策の基本となる ①健康管理 ②飛沫感染対策 ③接触感染対策 を改めて確認し、引き続き感染防止策の徹底に努め、これまで以上に日常生活に注意して行動を自粛する等、感染予防により一層の意識を持ってください。

#### 記

- 対象団体

全ての公認団体／準公認団体／サークル

※重点強化部については、スポーツセンターの指示に従ってください。

- 自粛期間

3月21日（日）まで

- 特別な理由により活動する必要がある場合

公式戦が直近に開催される等、緊急事態宣言期間中に活動を再開する必要がある団体については、速やかに所属キャンパス学生課に相談してください。

- 緊急事態宣言解除後の課外活動について

緊急事態宣言が解除された3月22日（月）以降の課外活動については、緊急事態宣言発出前の状態（2020年10月29日付「【重要】学外における課外活動の再開要件の緩和について」）に戻し、その後段階的に再開していく予定です。本学の方針が決まりましたら再度通知いたします。

《本件に関するお問い合わせ》

学 生 課 : [kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp)

平塚学生課 : [kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp)